

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 2 項の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札）とし、次のとおりとする。

(1) 予定価格事後公表の場合

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする場合がある。

(2) 予定価格事前公表の場合

入札の回数は 1 回とし、落札候補者がいないときでも再度入札は行わない。

また、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約の協議についても行わない。

(3) 予定価格事前公表、事後公表の別を問わず入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 見積内訳総括表

入札説明書及び福島県工事等競争入札心得のとおりとする。

(3) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(4) 最低制限価格

入札公告のとおりとする。

(5) 落札者の決定

福島県工事等競争入札心得のとおりとする。

(6) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

なお、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(7) 前払金

受注者は、請負代金が 100 万以上である場合に限り、請負代金額の 5 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）の前払金、また、請負代金額が 300 万円以上である場合に限り、前払金の支払いを受けた後、請負代金額の 2 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(8) 部分払

ア 受注者は、請負代金額が 100 万円以上である場合に限り、かつ、工事の出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額が請負代金額の 10 分の 5（中間前金払をする場合は 10 分の 6）を超えた場合において、当該請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）について、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 37 条に定めるところにより部分払いの支払いを発注者に請求することができる。

イ 約款第 37 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2,000 万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は 3 回（中間前金払いをする場合は 2 回）とする。

(9) 工期

入札公告のとおりとする。

ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において発注者が指定する日とする。

(10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(11) 建設労務者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) 現場代理人及び主任技術者等の通知

受注者は、約款第 10 条第 1 項に定める本工事の現場代理人及び主任技術者等を含め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に通知すること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(13) 現場代理人の常駐義務の緩和

入札公告のとおりとする。

なお、詳細については、「現場代理人の常駐義務の緩和措置のお知らせ」（※福島県総務部入札監理課ホームページに掲載）を確認すること。

(14) 近接調整

入札公告のとおりとする。

なお、近接調整が該当する場合においては、近接調整の対象とする前工事（以下「近接調整対象前工事」という。）は、特約条項に示すとおりとする。

(15) 建設工事に係る資材の再資源化等

入札公告のとおりとする。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合には、受注者は発注者に対し、契約締結の日までに同法第 12 条に基づく説明書を交付して説明し、内容の確認を受け、同法第 13 条に基づく書面を作成して提出すること。

(16) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第 25 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる

残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求のあった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(17) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第5項でいう請負代金の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(18) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第4項の請負代金とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないのは損害額に含めないものとする。

(19) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(20) 配置予定の技術者

入札説明書のとおりとする。

(21) 経営事項審査

入札説明書のとおりとする。

なお、請負代金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上の場合には、受注者は、落札後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを発注者に提出すること。

(22) 工事請負契約書

ア 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記1の条項を必要に応じて挿入する。

イ 建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、「6特記事項」として別記2の事項を挿入する。

(23) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

3 入札の際提示すべき書類

発注者が入札の際提示すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県工事請負契約約款
- (2) 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- (3) 福島県工事等競争入札心得
- (4) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

（注）福島県工事請負契約約款、福島県工事等競争入札心得、福島県元請・下請関

係適正化指導要綱は、福島県総務部入札監理課のホームページに掲載されています。

〔別記1〕

特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。
- 第2 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上になった場合は、この限りではない。
（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることにする。）
- 第3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
（注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げることにする。）
- 第4 この契約の前払金については、約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- 第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県が発注し受注者が受注している他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。
（注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務の緩和に該当する場合に特約することとし、それ以外の場合は特約しない。この場合、特約条項第6の条項を繰り上げることにする。）
- 第6 _____ 工事（_____）第 _____ 号（※近接調整対象前工事）との近接工事のため、発注者が定めた「土木工事標準積算基準」の規定に基づいて間接費の調整（工事請負代金の減額変更）をする。ただし、調整後間接費が増額となる場合には、変更は行わないものとする。
（注1 この特約条項は、近接調整が該当する場合において、近接調整対象前工事の施工者が落札した場合に特約することとし、それ以外の場合は特約しない。）

（注 2 建設（設備）工事においては、「土木工事標準積算基準」とあるのを「建築関係工事積算基準」と、「間接費」とあるのを「共通費」とすること。）

〔別記 2〕

6 特記事項

分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

（注 この特記事項は、建設リサイクル法第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に、工事請負契約書「5 契約保証金」の次に挿入すること。）

※注意 下線 _____ は、契約書の特約条項又は特記事項には記載しない。